

福島第一原子力発電所事故の損害賠償請求に係る一部合意について

県が、東京電力株式会社に対し行っている福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求について、去る2月25日に、第1次請求の継続協議分、第3次請求分について、損害賠償金の提示があり、内容を精査し、3月4日に一部受け入れに合意しました。賠償の対象外等とされた経費については、引き続き請求と交渉を進めてまいります。

なお、今回、一部合意した損害賠償金については、年度内の受け入れに向けて手続きを進めております。

記

1 第3次請求について

(1) 請求の内容

- ・請求日：平成26年3月12日
- ・請求額：132,075,986円及び遅延損害金（年5%）
- ・対象期間：平成23年12月から平成24年3月まで
- ・請求内容：放射線・放射能測定委託費、測定機器等購入費等

(2) 支払いの一部合意内容

- ・支払予定額：115,305,724円
- 第3次請求に対する割合：87.3%

【第3次請求に対する支払予定額の状況】

（単位：円）

	請求額	支払予定額	割合
1) 監視測定 ・放射線・放射能測定委託費 ・測定機器等購入費 など	127,055,351	115,209,646	90.7%
2) 除染・処理	550,345	0	—
3) 広報	336,520	0	—
4) その他 ・出荷不能牛の飼育飼料代	4,133,770	96,078	2.3%
合 計	132,075,986	115,305,724	87.3%

(3) 引き続き協議したい額：7,653,881円

- 主な内容：土壌等の放射能測定委託費（481万円）
放射能測定消耗品費用（88万円）
その他、会議打合せなどの職員出張旅費等

(4) 賠償対象外額：9,116,381円

- ①主な内容：ホールボディカウンター検査委託費（133万円）
港湾施設内コンテナ放射能測定委託費（132万円）
県産農林水産物・食品等利用拡大事業補助金（89万円）

②賠償対象外の理由：法令・政府指示等により負担を余儀なくされた費用と認め
 ることは困難であり、かつ、その実施方法に地方公共団体の裁量による選択の幅が大きく、賠償対象と判断されな
 かったため。

2 第1次請求の継続協議分について

(1) 請求の内容

- ・請求内容：測定機器購入費，放射線・放射能等測定委託費
- ・継続請求額：16,534,951円

(2) 支払いの一部合意内容

- ・支払予定額：16,376,975円
- 第1次継続協議に対する割合：99.0%

【第1次請求の継続協議分に対する支払予定額の状況】 (単位：円)

	請求額	支払予定額	割合
1) 測定機器等購入費	16,405,200	16,247,224	99.0%
2) 放射線等測定検査委託費	129,751	129,751	100.0%
合計	16,534,951	16,376,975	99.0%

(3) 賠償対象外額： 157,976円

賠償対象外の理由：産業技術総合センターに設置したゲルマニウム半
 導体検出器について、県内企業の放射性物質検査
 を有料で実施していることから、過去の検査実績
 より県の収入相当分を算定し、減額された。

【参考：県の損害賠償請求額等の状況】 (単位：円)

	請求額	支払(予定)額	不払額	割合
第1次請求	168,372,075	167,309,080	1,062,995	99.4%
第2次請求	196,561,485	0	196,561,485	-
第3次請求	132,075,986	115,305,724	16,770,262	87.3%
第4次請求	652,999,387	0	652,999,387	-
下水道分	278,439	278,439	0	100%
小計	1,150,287,372	282,893,243	867,394,129	24.6%
企業局分	425,089,899	105,284,126	319,805,773	24.8%
合計	1,575,377,271	388,177,369	1,187,199,902	24.6%